

## 岡山市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

令和5年3月2日 岡山っ子育成局長決裁

令和7年3月31日 岡山っ子育成局長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）の実施に  
関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業目的)

第2条 本事業は、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤング  
ケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員（以下「訪問支援ヘルパー」という。）が訪  
問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施すること  
により家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、岡山市とする。ただし、本事業の一部を、適切な事業運営が  
できると認められる事業者（以下「事業者」という。）に委託することができるものとす  
る。

### (事業の対象)

第4条 本事業の支援対象は、岡山市内に居住し、岡山市が本事業による支援が必要である  
と認めた家庭（以下「対象家庭」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず、対象家庭が次の各号のいずれかに該当する場合は、訪問支援ヘ  
ルパーの派遣を行わないものとする。

（1）他制度により本事業と同様の支援を受けられる場合

（2）その他訪問支援ヘルパーを派遣することが不適當と認められる場合

3 前項の規定に関わらず、やむを得ない事情により、本事業の利用が必要であると認めら  
れる場合は、対象家庭とする。

### (支援の内容)

第5条 次に掲げる家事及び育児に関する支援を事業者に委託し実施する。事業の実施場所  
は対象家庭が現に居住する住居又は各福祉事務所に設置するこども家庭センター（こど

も・家庭に関する相談窓口) (以下「こども家庭センター」という。)と受託事業者と対象家庭が協議の上定める場所とする。

- (1) 日常生活における調理、洗濯、掃除、買物等の家事に関する支援
- (2) 授乳、おむつ交換、沐浴、未就学児の所属機関への送迎等の育児に関する支援  
(支援の方法)

第6条 訪問支援ヘルパーの派遣は、支援計画を策定したうえで行うものとする。

(こども家庭センターの役割)

第7条 こども家庭センターは、対象家庭に対し適切な支援を提供するため、進行管理、情報収集、連絡調整等を行うこととする。

2 こども家庭センターの役割は、次のとおりとする。

- (1) 対象家庭の把握
- (2) 対象家庭の決定
- (3) 支援計画の作成
- (4) 支援状況の把握
- (5) 支援の継続及び終了の判断

(個人情報の保護)

第8条 本事業を実施するにあたっては、岡山市個人情報保護条例（平成12年3月22日条例第34号）を遵守し、個人情報を漏らしてはならない。また、その職を退いたあとにおいても同様とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。